平成２１年（フ）第２１２号
岡山市南区藤田775番地６
破産者　神谷　義勝
１　決定年月日　平成21年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５３５号
岡山県倉敷市林648番地
破産者　荻田　博史
１　決定年月日　平成21年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３７号
栃木県芳賀郡益子町大字塙2408番地５
破産者　染矢　昭治
１　決定年月日　平成21年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２１年（フ）第１１２号
さいたま市岩槻区古ヶ場１丁目８番地23
破産者　瀬間　　勉
１　決定年月日　平成21年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１３号
さいたま市岩槻区古ヶ場１丁目８番地23
破産者　瀬間　勝信
１　決定年月日　平成21年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４１８号
さいたま市西区三橋５丁目1585番地３
破産者　山本　衣代（旧姓豊田）
１　決定年月日　平成21年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５１０号
埼玉県川口市本町４丁目13番３―804号
デュオプラザ壱番館804号
破産者　安竹みよ子（旧姓山本・渡辺）
１　決定年月日　平成21年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８１０号
埼玉県川口市西川口６丁目４番13号　第１ドリームハイツ301号
破産者　鈴木　正幸
１　決定年月日　平成21年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９９３号
埼玉県川口市差間３丁目５番20号　むさし野第８ダイヤモンドM401号
破産者　伊藤　伸之
１　決定年月日　平成21年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０１９号
さいたま市西区大字植田谷本137番地１　加茂川団地15―401
破産者　赤城　文子
１　決定年月日　平成21年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第５号
千葉県松戸市高塚新田581番地21　遠藤方、住民票上の住所神奈川県小田原市久野1696番地の10
破産者　廣田万津子
１　決定年月日　平成21年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２６７号
神奈川県厚木市寿町１丁目２番20―504号、開始決定時の住所神奈川県厚木市中町３丁目５番６―301号
破産者　井上　正男
１　決定年月日　平成21年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２６８号
神奈川県厚木市寿町１丁目２番20―504号、開始決定時の住所神奈川県厚木市中町３丁目５番６―301号
破産者　井上　陽子
１　決定年月日　平成21年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１５１号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙906番地
破産者　谷嶋　政行
１　決定年月日　平成21年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成１８年（フ）第１１８４号
盛岡市山岸２丁目１番22号、開始決定時の住所盛岡市山岸１丁目４番９号
破産者　猪狩義司郎
１　決定年月日　平成21年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４８８号
盛岡市東仙北２丁目４番18号　コーポ・エコー102号、旧住所盛岡市東仙北２丁目５番28号
破産者　千葉　シガ
１　決定年月日　平成21年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５１９号
仙台市若林区古城３丁目16番６号
破産者　千葉　　武
１　決定年月日　平成21年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１９０号
仙台市宮城野区白鳥１丁目29番24―403号
破産者　鈴木　秀作
１　決定年月日　平成21年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２０１号
仙台市若林区古城１丁目１番４号　アリス古城201
破産者　伊藤　貴史
１　決定年月日　平成21年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係